麻績村耐震改修促進計画（第Ⅲ期）

令和 ３ 年 ４ 月 策定

麻 績 村

目 次

はじめに
1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2 本計画の位置づけと他の村計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・・・・18
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・・・19
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・20
4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・・・・20
5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・21
6 優先的に耐震化に着手すべき区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
7 地震に伴う崖崩れ等による住宅・建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・・21

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
4 自治会等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
5 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携
1 法による指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・24
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・・・・25
2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

別表1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
別表2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

はじめに

1　計画の目的

麻績村耐震改修促進計画（第Ⅲ期）（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的としています。

2　本計画の位置づけと他の村計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号、以下「法」という。）第６条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、村における他の計画（麻績村地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

(1)「麻績村地域防災計画」

麻績村地域防災計画の震災対策編において、第１章　災害予防計画　第１節　地震に強いむらづくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

ア　不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び公民館等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ　住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ　既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ　建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

こととされています。

3　計画期間

本計画では、令和３年度から令和７年度までの５年間とし前計画を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

4　耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成１６年１０月の新潟県中越地震、平成１７年３月大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県での福岡県西方沖を震源とする地震、平成２０年６月の岩手・宮城内陸地震、平成２８年４月の熊本地震、平成３０年６月の大阪府北部を震源とする地震など大地震が頻発しています。特に平成２３年３月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成２３年３月に長野県北部の地震、同年６月には長野県中部の地震、さらに、平成２６年１１月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震など大地震が発生しています。

(2) 大地震時の死因の約９割は建物の倒壊によるものです。

平成７年１月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約９割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成１７年９月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成２６年３月）において、１０年後に死者数を概ね８割、建築物の全壊棟数を概ね５割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置付けられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

ア　平成１８年１月２６日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ｱ) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(ｲ) 建築物に関する指導等の強化として、

a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

等が追加されました。

イ　平成２５年１１月２５日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成２７年までに９割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H１７）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ｱ) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成２７年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

(ｲ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ　平成３１年１月１日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第４条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5　本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第４条第１項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1)　住　宅

(2)　特定既存耐震不適格建築物

ア　多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表１参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ　危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ　地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物

(3)　要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表２参照）

ア　不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ　避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ　一定数量以上の危険物を扱う建築物

(4)　公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では村の建築物を対象としています。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア、(3)及び(4)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第１　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

１　想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています（表１-１、図１-１）。

また、地震調査研究推進本部（※１）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川ー静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率はもっとも高い区間で３０％と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています（表１-２）。

（表１-１）想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード M_j	マグニチュード M_w	備考
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	北側	文部科学省研究開発局ほか(2010)	84	8.0	7.14	構造探査ベースモデル
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	南側	文部科学省研究開発局ほか(2010)	66	7.9	7.23	構造探査ベースモデル
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震　基本ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震　陸側ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース

（注）気象庁マグニチュード（Mj）とモーメントマグニチュード（Mw）について
断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（Mj）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。M4～M8の海溝型地震ではMw=Mjであることから、これを外挿してMjを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

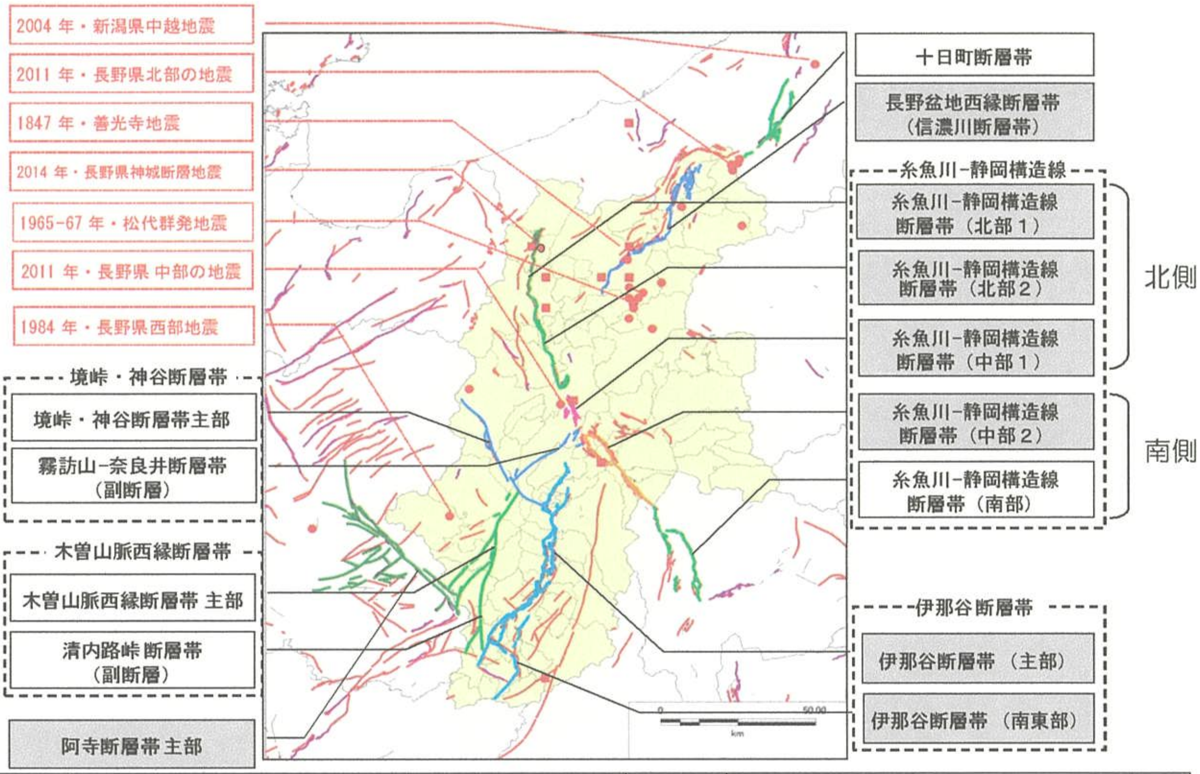

■	長野県に被害をもたらした歴史地震		「活断層詳細デジタルマップ」の活断層（中田・今泉、2002）
●	1940 年代以降、長野県内で震度５以上を記録した地震		地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
	「新編日本の活断層」の活断層（活断層研究会、1991）		長野県（2002）の対象地震（活断層帯）

（図 1-1）長野県の活断層の分布と被害地震の分布（出典：第３次長野県地震被害想定調査報告書）

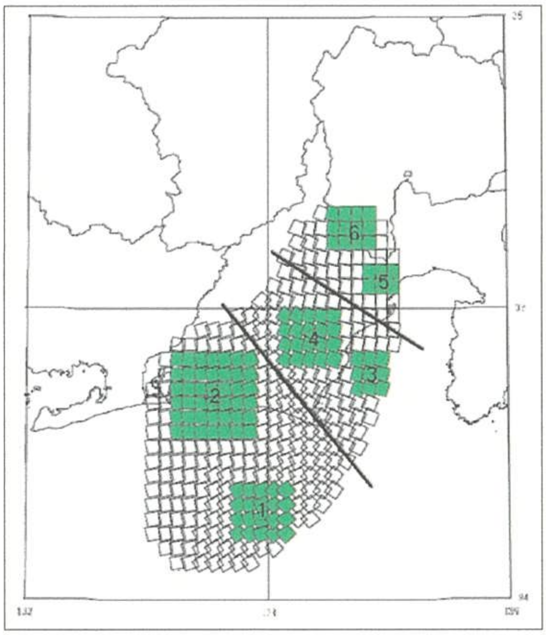

□：小断層　　■：強震動生成域（SMGA）の位置

（図1-2）想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)

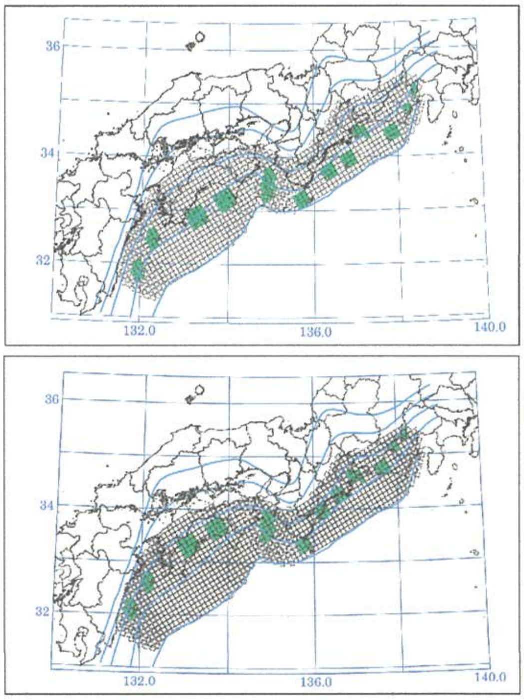

（図 1-3）南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)（上図：基本ケース、下図：陸側ケース）

（表1-2）　発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% （地震調査研究推進本部※2）	長野地域や北信地域西部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0～30% （地震調査研究推進本部※2）	（全体）長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			（北側）長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			（南側）諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯（主部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% （地震調査研究推進本部※2）	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯（主部南部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% （地震調査研究推進本部※2）	木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度６弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% （地震調査研究推進本部※2）	上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%～13% （地震調査研究推進本部※2）	木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 （中央防災会議）	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度５強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70% （地震調査研究推進本部※2）	（基本ケース）飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度５強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
			（陸側ケース）飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度６弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2　H28.1 地震調査研究推進本部による。
※3　H27.3 第３次長野県地震被害想定調査による。
※4　想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図１-４～１３のとおりとなります。

（1）　内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※５）

※５　建築物被害が最大のケースを示す。

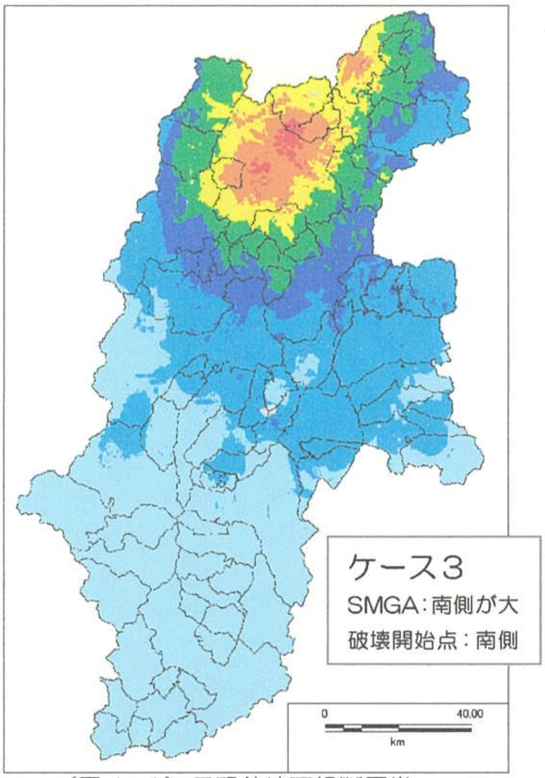

（図 1-4）長野盆地西縁断層帯
の地震（Mj7.8）の地表震度分布

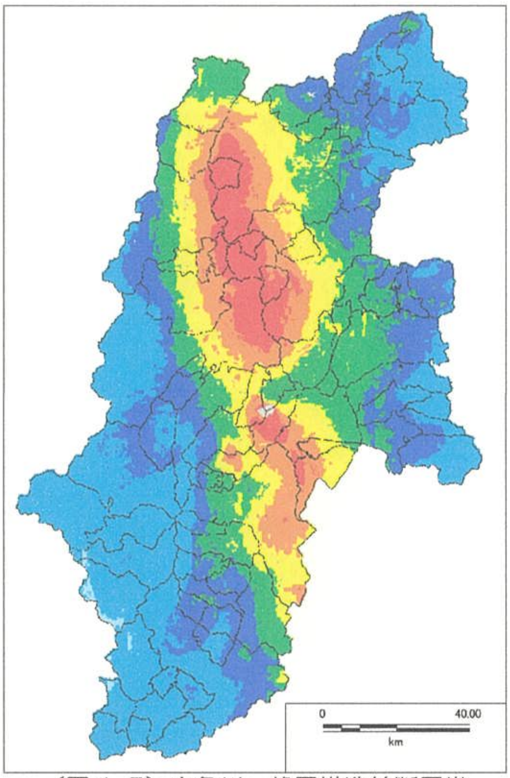

（図 1-5）糸魚川ー静岡構造線断層帯
の地震の地表震度分布（全体：Mj8.5）

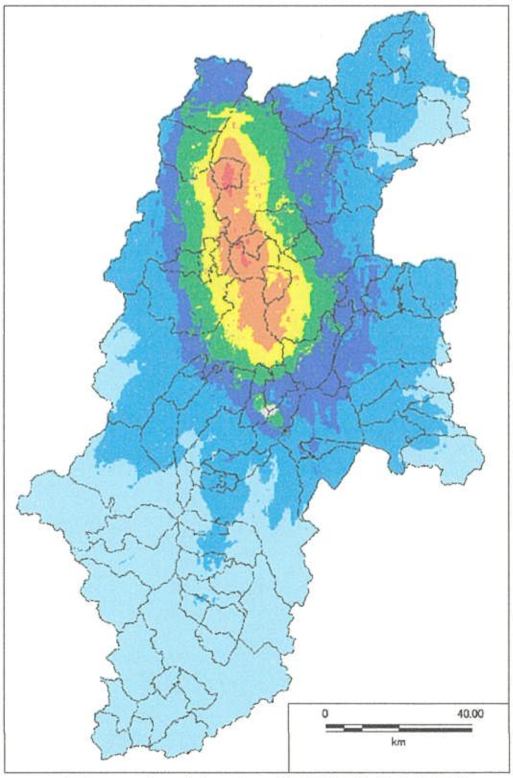

（図１-６）糸魚川ー静岡構造線断層帯
の地震の地表震度分布（北側：Mj8.0）

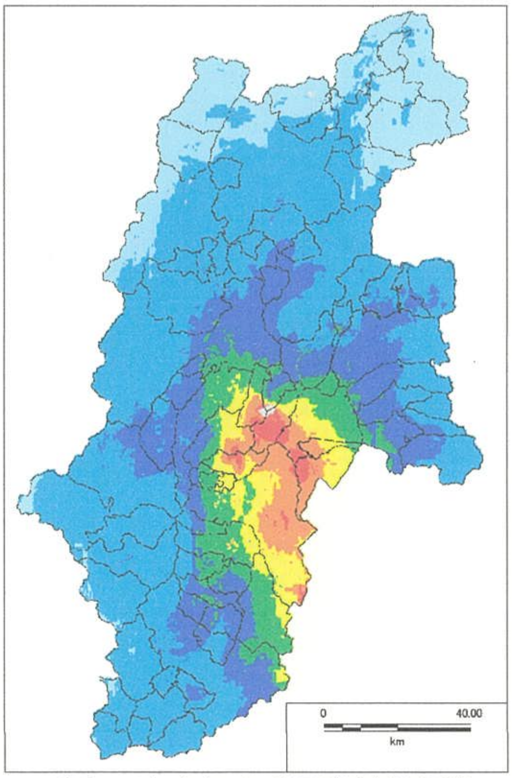

（図 1-7）糸魚川ー静岡構造線断層帯
の地震の地表震度分布（南側：Mj7.9）

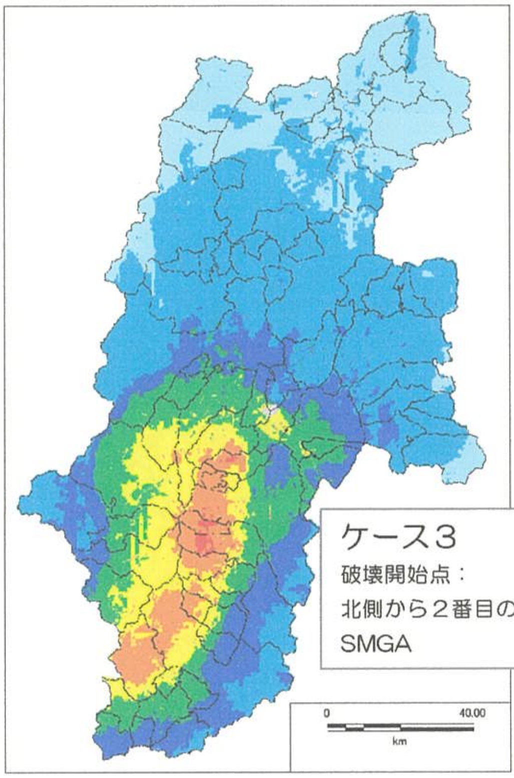

（図１-8）伊那谷断層帯（主部）
の地震（Mj8.0）の地表震度分布

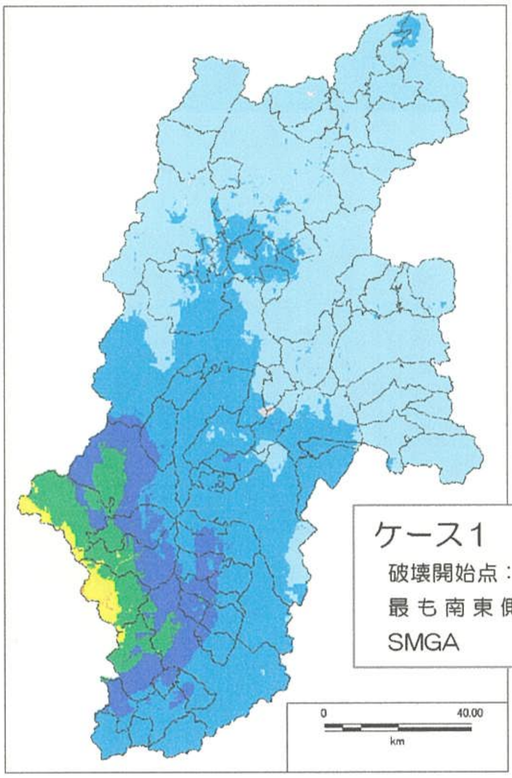

（図１-9）阿寺断層帯（主部南部）
の地震（Mj7.8）の地表震度分布

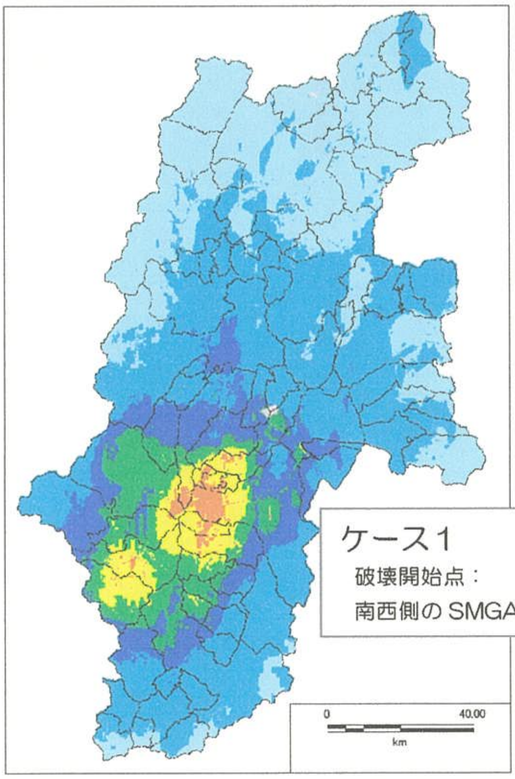

（図１-１０）木曽山脈西縁断層帯（主部北部）
の地震（Mj7.5）の地表震度分布

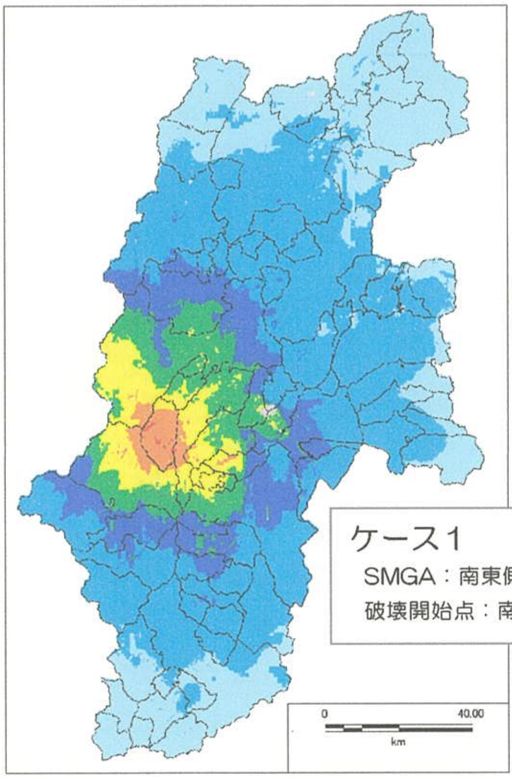

（図１-１１）境峠・神谷断層帯（主部）
の地震（Mj7.6）の地表震度分布

(2)　海溝型地震における地表震度分布※６

※６　経験的手法のみを掲載

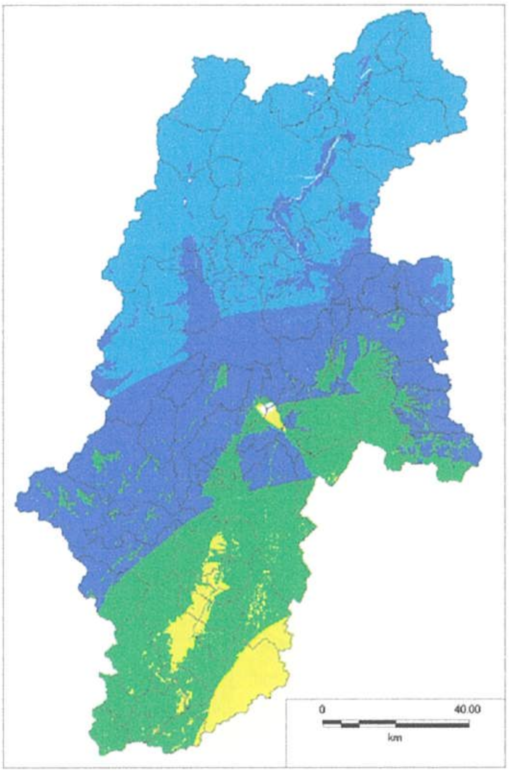

（図１-１２）経験的手法（距離減衰式）
による想定東海地震の地表震度分布

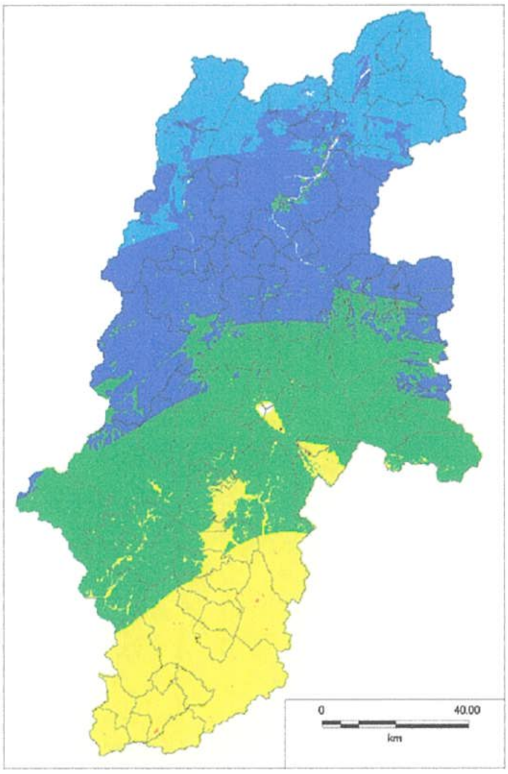

（図１-１３）経験的手法（距離減衰式）
による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第３次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として６つの内陸型地震、東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表１-３及び４のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、長野県やその周辺において発生する可能性があります。

（表１-３）被害想定（建築物被害）　　（単位：棟）

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース３	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	－	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	－	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	－	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯（主部）の地震		ケース３	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		ケース１	冬18時	強風時	140	700
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		ケース１	冬18時	強風時	2,700	13,080
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		ケース１	冬18時	強風時	2,050	8,460
海溝型地震	想定東海地震		－	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震　基本ケース		－	冬18時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震　陸側ケース		－	冬18時	強風時	2,260	20,420

※　建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

（表１-４）被害想定（人的被害）　　（単位：人）

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち重傷者数	避難者数
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 （2,110）	14,370 （13,790）	7,410 （7,230）	83,880
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	5,600 （5,310）	34,210 （33,080）	17,290 （16,920）	183,770
		北側	710 （650）	5,270 （5,160）	2,780 （2,730）	32,540
		南側	1,950 （1,870）	11,610 （11,310）	5,700 （5,600）	56,030
	伊那谷断層帯（主部）の地震		1,270 （1,200）	9,830 （9,650）	5,060 （4,990）	51,910
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		10 （10）	230 （220）	80 （80）	960
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		270 （250）	2,710 （2,660）	1,330 （1,310）	16,360
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		160 （140）	1,580 （1,540）	770 （760）	14,260
海溝型地震	想定東海地震		10 （10）	280 （280）	50 （50）	1,290
	南海トラフ巨大地震　基本ケース		30 （20）	590 （580）	140 （140）	4,140
	南海トラフ巨大地震　陸側ケース		150 （100）	3,700 （3,630）	1,800 （1,760）	29,840

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。
※ 観光客を考慮した場合。
※ （　）内は建築物倒壊による死者数等。

2　耐震化の現状

(1)　建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年６月１日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています）。（図1-14）

（図 1-14）《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》

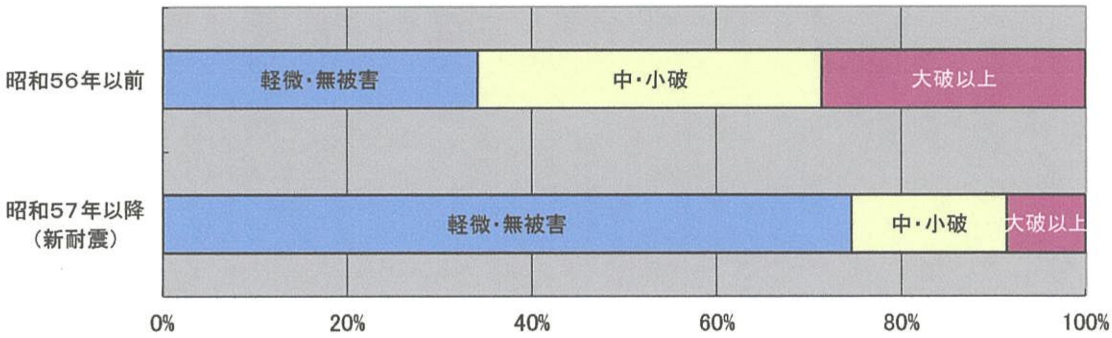

（出典：平成７年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告）

(2)　住宅

ア　建築時期別の住宅の状況等

平成30年1月現在、村内の専用住宅等の総数は、1,066戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、660戸で全体の61.9%を占めています。（表1-5）

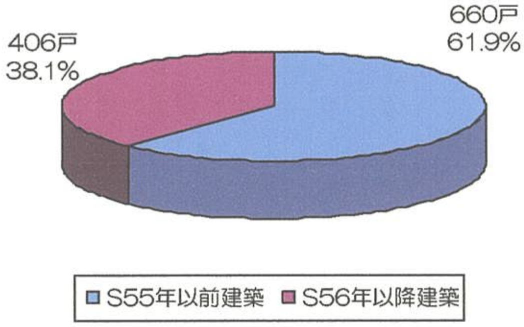

（表 1-5）建築時期別住宅の戸数　　（単位：戸）

住宅等総数	1,066
うち昭和 55 年以前建築	660（61.9%）
うち昭和 56 年以降建築	406（38.1%）

（出典：村固定資産台帳等による）

村内の住宅を建方別にみると、全体の約 99.8%を占める戸建ての約 62.0%が昭和 55 年以前に建築されており、住宅等総数に対する割合は約 61.9%を占めています。

また、共同建ては住宅等総数の約 0.2%と低く、昭和 55 年以前に建築されたものはありません。（表 1-6）

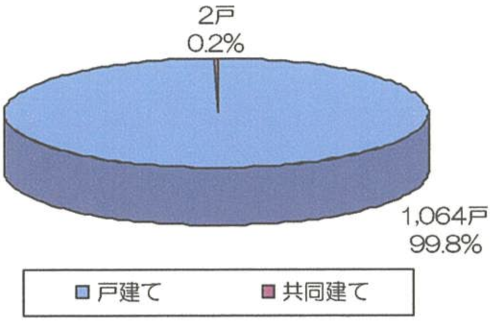

（表 1-6）建方別戸数　（単位：戸）

	住宅等数	構成比	うち昭和55年以前建築戸数	住宅等数に対する割合
戸建て	1,064	99.8%	660	62.0%
共同建て	2	0.2%	0	0%
計	1,066	―	660	62.0%

持ち家は1,001戸あり、全住宅に占める割合は93.9%で、そのうちの6割強が昭和55年以前に建築されています。（表1-7）

（表1-7）持ち家の建築時期別住宅数　（単位：戸）

	住宅等数	構成比	うち昭和55年以前建築戸数	住宅等数に対する割合
持ち家	1,001	93.9%	657	61.7%

また、村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成１８年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）を実施してきました。診断を実施した住宅は92戸で、住宅5戸及び避難施設2戸で耐震改修を行っています（表１-8）。

（表 1-8）耐震診断・改修の実績　（単位：戸）

区　分		H１８～28	H29	H30	R1	R2	合計
耐震診断	住　宅	83	6	1	0	2	92
	避難施設	0	0	3	2	0	5
耐震改修	住　宅	5	0	0	0	0	5
	避難施設	0	0	0	1	1	2

※H28 までは精密診断・簡易診断を含む、H29 からは耐震診断として一本

イ　住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると411戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状で約38.6%と推計されます（表1-9）。

（表 1-9）住宅における耐震化率の現状　　（単位：戸）

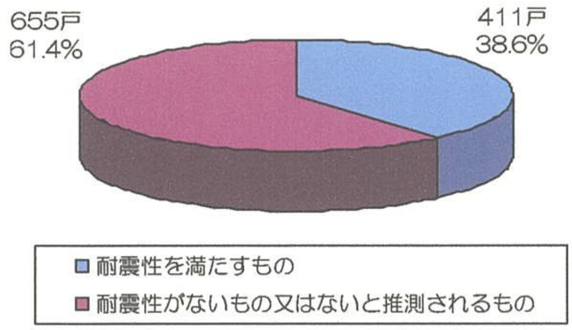

住宅総数（a）	1,066
耐震性を満たすもの（b=d+f+g）	411
耐震化率（c=b/a）	38.6%
昭和56年以降に建てられたもの（d）	406
昭和55年以前に建てられたもの（e）	660
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの（f）	0
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの（g）	5
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（h）	655

（出典：村固定資産台帳・耐震改修資料等による）

※　昭和56年から建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和56年以前と昭和57年以降で分けることが必要ですが、根拠としている資料区分および県計画との整合性から住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。

(2)　特定既存耐震不適格建築物

村内に、多数の者が利用する建築物は６棟あります。すでに、補強及び改修を行っていますので、多数の者が利用する建築物の耐震化率は１００%となります。（表 1-10、1-11）

（表 1-10）多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状　（単位：棟）

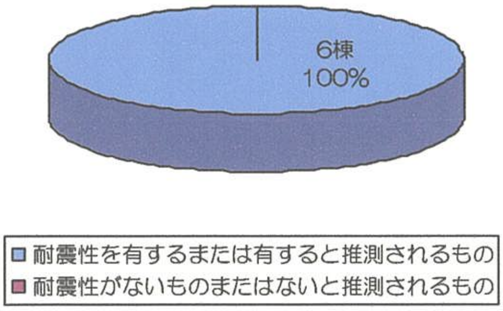

特定建築物総数（a）	6
耐震性を満たすもの（b=d+f）	6
耐震化率（c=b/a）	100%
昭和 57 年以降に建てられたもの（d）	4
昭和５６以前の建てられたもの（e）	2
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの（f）	2
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（g）	0

（出典：庁内調査による）

（表 1-11）多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（詳細）　（単位：棟）

多数の者が利用する特定建築物の区分	Ⅰ災害応急対策を実施する拠点となる建築物	Ⅱ災害時に避難施設となる建築物	Ⅲ災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	Ⅳ被災時要援護者が利用する建築物	Ⅴその他の建築物	合　計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	老人ホーム、その他の社会福祉施設	旅館、工場、共同住宅（賃貸）等	
平成 30 年における棟総数（a）	1	4	0	0	1	6
耐震性を満たすもの（b=d+f）	1	4	0	0	1	6
耐震化率（c=b/a）	100%	100%	－	－	100%	100%
昭和 57 年以降に建築された棟数（d）	1	2	0	0	1	4
昭和 56 年以前に建築された棟数（e）	0	2	0	0	0	2
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの（f）	0	2	0	0	0	2
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（g）	0	0	0	0	0	2

（出典：庁内調査による）

３　耐震改修等の目標の設定

国の基本方針において、「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和２年までに少なくとも９５％とする」とされています。また、県計画の耐震化率の目標並びに当村において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和７年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

県の目標と同じく、住宅については、耐震化率の目標を 92%とします。

(1) 住宅（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

今後の５年間においても、建築物の老朽化に伴う建替えや除却（以下建替え等という。）、または人口の減少（世帯数は横ばい）により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでと同じペースで住宅の建替え等が推移すると仮定し、令和７年時点の目標である 92%を達成するために耐震化が必要な住宅の戸数を算出します。（表１-12）

（表 1-12）目標達成のため耐震化が必要な戸数　（単位：戸）

平成30年1月における住宅総数（a）	1,066
耐震性を有するもの（b）	411
耐震化率（c=b/a）	38.6%
令和７年度末における住宅総数の推計値（d）	1,056
建替え等が、現状で推移した場合、令和7年度末の時点で耐震性を有すると推測されるもの（e）	434
建替え等による令和７年度末における耐震化率（f=e/d）	41.1%
目標(92%)を達成するために令和７年度末の時点で耐震性を有する必要がある戸数（g）	972
令和７年度末までに耐震改修が必要な戸数（h=g-e）	538
令和７年度末における耐震化率の目標（i=g/d）	92.0%

目標の達成に向けては、今後５年間で改修又は建替等に伴う更新による実施数に加え、村民に対する周知や施策の推進により、住宅にあっては 538 戸の耐震改修が必要になります。

(2) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物については、前計画期間に内において、公共建築物の耐震化が進んだため、現在耐震化率は 100%となっています。

４　公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保に加え、災害時に、被害情報の収集や災害対策指示、避難場所等として活用、災害による負傷者の治療が行われるなど、応急活動の拠点として活用されます。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。公共建築物のうち村有施設については、災害時の重要性に鑑み、県に準じて耐震化の目標設定や整備プログラムの策定に努めるものとします。

(1)　村有施設の耐震化の基本方針

村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

(2)　村有施設の耐震化の現状と目標

現在、村有施設のうち災害拠点施設等は７棟あり、昭和 56 年以前に建てられたものが２棟（構成比 28.6%）で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは２棟で、昭和 57 年以降に建てられた５棟を加えた７棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は 100%となっています。（表 1-13）

（表 1-13）村有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標　　（単位：棟）

建築物の分類	Ⅰ災害応急対策を実施する拠点となる	Ⅱ災害時に避難施設となる	Ⅲ災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる	Ⅳ被災時要援護者が利用する	Ⅴその他	合　計
総棟数（a=d+e）	1	6	0	0	0	7
耐震性があると判断されるもの　(b=d+f)	1	6	0	0	0	7
耐震化率（c=b/a）	100%	100%	—	—	—	100%
昭和 57 年以降に建築された棟数（d）	1	4	0	0	0	5
昭和 56 年以前に建築された棟数（e）	0	2	0	0	0	2
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの（f）	0	2	0	0	0	2
耐震化が必要なもの）（g）※	0	0	0	0	0	0

※　除却・改築等を含む。

(3)　公営住宅（村営住宅）の耐震化の現状及び目標

村有施設のうち村営住宅は、72 戸、62 棟を管理しています（令和３年３月 31 日現在）。そのうち昭和 56 年以前に建築されたものは０棟、昭和 57 年以降に建築されたものは 62 棟で、現在の耐震化率は 100%となっています。

第２　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

１　耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。村は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、環境整備や制度構築などの必要な施策を講じるものとします。

(1)　耐震化の推進のための役割分担（図 2-1）

ア　住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ　建築関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、村民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

ウ　村

村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

エ　県

県は所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

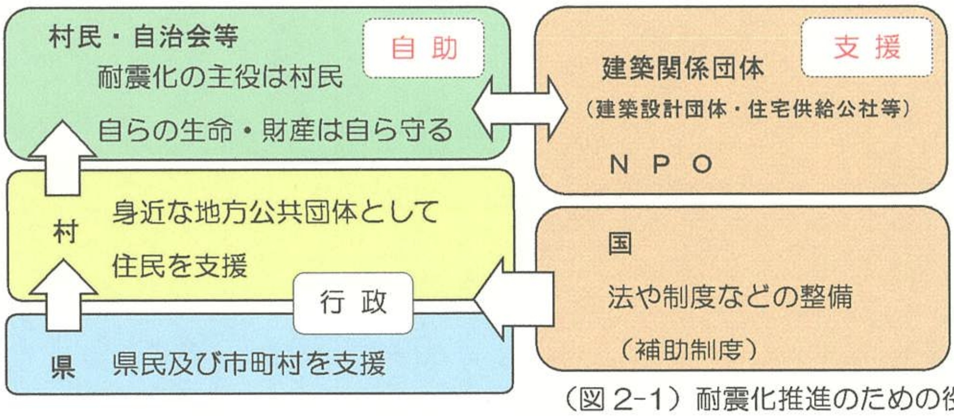

（図 2-1）耐震化推進のための役割分担

２　耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施（令和３年度現在）

ア　住宅に関する支援

村では、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成１８年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成１９年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）（補助事業）を実施してきました。村民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和 56 年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修等に対し支援していきます。（表 2-1）

（表 2-1）補助事業の概要

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">耐震診断</th><th>耐震設計</th><th>耐震改修（補強）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">対象建築物</td><td colspan="2">昭和 56 年以前の住宅</td><td rowspan="2">昭和 56 年以前の住宅</td><td rowspan="2">昭和 56 年以前の住宅</td></tr>
<tr><td>木造戸建て(在来工法)</td><td>木造戸建て(在来工法)以外</td></tr>
<tr><td>助成内容</td><td>市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成</td><td>耐震診断に要する経費に助成</td><td>耐震設計に要する経費に助成</td><td>耐震改修(補強)工事に要する経費に助成</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>6.5 万円／戸</td><td>13.6 万円／戸</td><td>30 万円／戸</td><td>２００万円／戸</td></tr>
<tr><td>補 助 率</td><td>国　：1／2
県　：1／4
村　：1／4</td><td>国　：1／3
県　：1／6
村　：1／6
所有者：1／3</td><td>国　：1／3
県　：1／6
村　：1／6
所有者：1／3</td><td>国　：7.65%
県　：12.50%
村　：29.85%
所有者：50%</td></tr>
</table>

イ　特定既存耐震不適格建築物等に関する支援

住宅に加え、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら耐震診断に対して支援をしていきます。（表 2-2）

（表 2-2）事業の概要

区　分	耐震診断	緊急輸送道路等沿道建築物実態調査補助事業
対象建築物	特定既存耐震不適格建築物(昭和 56 年以前)	―
助成内容	耐震診断に要する経費(設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する経費を含む。)に助成	緊急輸送道路等沿道建築物の実態調査に要する経費に助成
補助対象経費	1.05～3.67 千円／㎡ (設計図書の復元、第三者機関の判定等を行う場合は 1,570 千円を加算)	調査に要する経費
補 助 率	国　：1／3 県　：1／6 村　：1／6 所有者：1／3	国　：1／2 県　：1／4 村　：1／4

ウ　避難施設に関する支援

地震時に避難施設となる建築物の耐震化に対し支援をしていきます。（表 2-3）

（表 2-3）事業の概要

区　分	耐震診断	耐震補強
対象建築物	昭和 56 年以前の避難施設	昭和 56 年以前の避難施設
助成内容	市町村が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震補強工事に要する経費に助成
補助対象経費	1～3.67 千円／㎡	51.2 千円／㎡
補 助 率	国　：1／3 県　：1／3 村　：1／3	国　：1／3 県　：1／6 村　：1／6 所有者：1／3

3　安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まいに対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1)　住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

(2)　耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、建設課・建設係を「耐震改修相談窓口」とし、耐震改修等に関する相談を引き続き対応します。

また、住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、県において耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します。

4　地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1)　ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒すると、その下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間等の機会をとおして、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

５　優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

地震時、災害応急対策の拠点となる庁舎、医療活動の中心となる病院、並びに避難場所となる学校及び体育館等、防災上重要な既存建築物の耐震化を促進していくとともに、今後も村内にある施設の実態の把握に努め、耐震診断及び耐震改修を推進していきます。また耐震改修促進法第６条に定める特定建築物についても重点的に耐震化を促進していきます。

６　優先的に耐震化に着手すべき区域の設定

住宅の耐震化については村内全域を対象とするが、特に震災に対する危険性の高い木造住宅が密集している地域については、重点地域を順次明確にするとともに、実態の把握に努め耐震化を促進していきます。また地域防災計画に位置付けされている緊急輸送路及び緊急交通路等の沿道にある建築物の耐震化についても検討していきます。

７　地震に伴う崖崩れ等による住宅・建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、「災害危険住宅対策事業」及び「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」等の軽減対策に関する支援制度の活用を検討します。（表 2-4）

（表 2-4）事業の概要

区　分		【事業名】概　要	補助率		
			国	県	村
危険住宅の移転等除却、新築・移転先の土地の購入等	除却補助・利子補給	【災害危険住宅対策事業】危険住宅を除却し、安全な住宅の建て替えの促進	1/2	1/4	1/4
砂防設備	整備	【住宅宅地基盤特定治水施設等整備】（住宅・建築物の耐震改修支援）住宅市街地を保全するために必要な土砂災害防止施設の整備	1/2	1/2	－
急傾斜地崩壊防止施設					

第３　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

県・村・建築団体と連携し、耐震対策への意識啓発と耐震化の必要性について理解を深めるよう、住宅・建築物の所有者への啓発の強化を行うものとします。

１　地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、村において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

２　相談体制の整備及び情報提供の充実

村において、振興課建築係に相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行います。

また、広報誌やチラシ、パンフレットの配布、ホームページ等を通じ、耐震化に関する情報を発信し、啓発していきます。

３　リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の内外装の改修や水回りの更新、バリアフリー工事等の各種リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

広報や民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

４　自治会等との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、啓発や必要な支援を行います。

また、県とも連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなど出前講座等を実施します。（表 3-1）

（表 3-1）出前講座の概要

実施予定先	内　　容
学校、自治会等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

５　耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が２分の１に減額：床面積１２０㎡が適用上限）できるなど、税制の特別措置が適用可能となっています（令和２年４月現在)。こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。

第４　建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

１　法による指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、村においても村内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。（表 4-1）

【県計画における所管行政庁による実施方針】

ア 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。

イ 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。

ウ 公表は、公報やホームページ、各建築事務所等へ掲示することにより行います。

（表 4-1）

区 分	努力義務	指導及び助言	指　示	公　表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第１４条、法１５条第１項）		特定既存耐震不適格建築物 （法１５条第２項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第１６条第１項、第２項）		―	―

２　建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1) 県計画においては、法第１２条第３項又は法第１５条第３項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第３項による命令を行います。

(2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第１０条第１項に基づく勧告や同条第２項の規定に基づく命令を行います。

第５　その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

１　関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、建築関係団体による長野県木造住宅耐震診断推進協議会や事業者団体等とも連携を図りながら、耐震化の的確な実施を推進します。

２　その他

本計画は、目標値の達成状況等について、評価・検証を行うほか、計画終了年次に事後評価を行うこととします。

別表１（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）

<table>
<tr><th>用　　　途</th><th>規　模
（指導・助言対象）</th><th>参　考
（指示対象）</th></tr>
<tr><td>幼稚園、保育所</td><td>階数２以上かつ500㎡以上</td><td>階数２以上かつ750㎡以上</td></tr>
<tr><td>小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校</td><td>階数２以上かつ1,000㎡以上</td><td>階数２以上かつ1,500㎡以上</td></tr>
<tr><td>学校（上記学校を除く。）</td><td>階数３以上かつ1,000㎡以上</td><td></td></tr>
<tr><td>老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの</td><td rowspan="2">階数２以上かつ1,000㎡以上</td><td rowspan="2">階数２以上かつ2,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>体育館（一般公共の用に供されるもの）</td><td>階数１以上かつ1,000㎡以上</td><td>階数１以上かつ2,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>病院、診療所</td><td rowspan="19">階数３以上かつ1,000㎡以上</td><td rowspan="5">階数３以上かつ2,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</td></tr>
<tr><td>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</td></tr>
<tr><td>集会場、公会堂</td></tr>
<tr><td>展示場</td></tr>
<tr><td>卸売市場</td><td></td></tr>
<tr><td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td><td rowspan="2">階数３以上かつ2,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>ホテル又は旅館</td></tr>
<tr><td>賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿</td><td></td></tr>
<tr><td>事務所</td><td></td></tr>
<tr><td>博物館、美術館又は図書館</td><td rowspan="5">階数３以上かつ2,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>遊技場</td></tr>
<tr><td>公衆浴場</td></tr>
<tr><td>飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</td></tr>
<tr><td>工場</td><td></td></tr>
<tr><td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</td><td rowspan="3">階数３以上かつ2,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設</td></tr>
<tr><td>保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物</td></tr>
</table>

別表２（要緊急安全確認大規模建築物）

用　途	規　模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数２以上かつ 3,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数１以上かつ 5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
集会場、公会堂	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
展示場	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
ホテル又は旅館	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数２以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数２以上かつ 5,000 ㎡以上
幼稚園、保育所	階数２以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館又は図書館	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
公衆浴場	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数１以上かつ 5,000 ㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物